

第5章 附置義務駐車場の特例

1 敷地外駐車場の基準について【条例第10条第1項、取扱基準第3条及び5条】

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合、その他市長が特にやむを得ないと認める場合には、建築物の敷地からおおむね300メートル以内に駐車場を設置することができます。

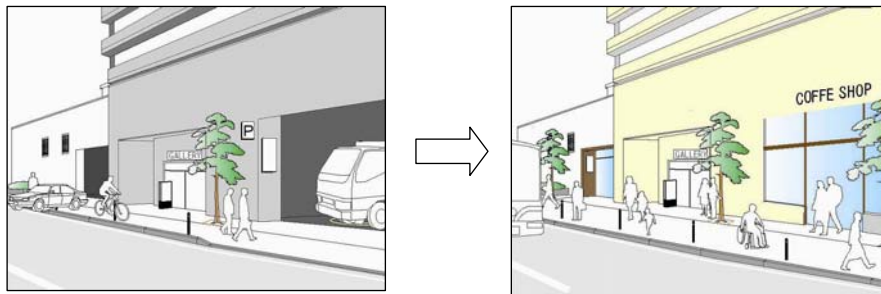
ただし、車いす使用者用駐車場については、敷地外駐車場とすることはできません。

(1) 指定された路線に建築物の敷地が接する場合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針（以下「地区計画等」と総称します。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図（43～46ページ）に定める道路に建築物の敷地が接する場合は、敷地外駐車場とすることができます。

ただし、その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除きます。

また、敷地外駐車場は、指定された路線以外に設置するように努めてください。



(2) その他特にやむを得ない場合

ア 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車場が設置できない場合

イ 自動車用の出口及び入口の位置が施行規則第5条第1項及びその他の関係法令に抵触して、駐車場の設置ができない場合

ウ 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車場を設けることが好ましくない場合

エ 敷地が500平方メートル未満、かつ乗用車駐車場の附置義務台数が5台以下の場合

オ その他市長が特にやむを得ないと認める場合

2 敷地外駐車場の設置について【取扱基準第5条】

敷地外駐車場の設置については、申請者（承認を受けようとする者）が所有する土地の場合、屋外に設置することができますが、賃借契約等により敷地外駐車場を確保する場合は、建築物の全部若しくは一部に設置する駐車場又は機械式駐車場で、正当な権原に基づき使用することができるものに限ります。

3 敷地外駐車場の表示について【取扱基準第10条】

条例第10条第1項に規定する敷地外駐車場を設置する者は、この特例を受けた建築物の見やすい箇所に、附置義務駐車場が敷地外にある旨を記載した板（別記様式、57ページ）を表示する必要があります。

また、板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定してください。

4 定期報告について【条例第12条の2及び施行規則第8条】

平成19年12月以降、条例第10条各項に規定する特例を受けた駐車場の所有者又は管理者は、毎年度（工事完了時及び翌年度以降毎年1回）、適切に維持管理している状況について、第8号様式（54、55ページ）により、報告しなければなりません。

【定期報告書の提出先：都市整備局都市交通課】

※ 駐車場条例の届出窓口（建築・宅地指導センター 建築審査課）とは異なりますので、ご注意ください。